本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）（障害者支援課）

一　趣旨

厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴う条例の一部改正

二　内容

全ての障害者施設・事業所の運営に関する基準の改正

㈠　電磁的記録による対応

㈡　電磁的方法による対応

㈢　規定の整備

三　施行期日

令和三年七月六日

ただし、二㈠、㈡については令和三年七月一日を適用日とする。